資料　4

平成２２年度
南丹地域包括支援センター事業計画（案）

平成２２年７月２３日

南　丹　市

【重点実施項目】

１．市及び各関係機関・団体との連携により、個別の課題の検討や解決に向けた取組を強化する。

２．認知症や心身の障がい等により支援が必要な方が、住み慣れた地域で安心して生活していけることができるよう、更なる福祉ネットワーク構築の推進を進める。

３．高齢者・障がい者等の権利擁護を図ると共に、虐待の防止及び早期発見・早期対応を可能にするための体制を構築する。

４．地域の包括的総合相談窓口として、より地域に密着した活動を推進する。

１）事業実施内容

①総合相談支援

・より身近に相談ができ、迅速に対応できるよう地域に密着した体制を整えるため、南部圏域・北部圏域にそれぞれ拠点設置をする。

・緊密な連携・連絡を図るため、関係機関・団体と顔の見える関係作りを推進する。

・民生児童委員やふれあい委員、ボランティア等の地域活動や集会に、出前相談を実施し参加する。

②ネットワークの構築

・医療・保健・福祉ネットワーク会議の開催

関係機関・団体に参加呼びかけを行い、４地域で定期的に開催していく。

今年度からは消防署や駐在所にも参加呼びかけを行う。

４地域合同の研修会を実施する。

・介護サービス事業所ネットワーク支援

訪問系事業所、通所系事業所別に情報交換等の支援を行う。

事業所向けの研修会を開催する。

・障がい者支援ネットワーク会議への参加

八木・日吉・美山地域のネットワーク会議へ参加

園部地域のネットワーク会議開催支援・参加

・家族介護者の会支援

園部・美山地域の介護者の会事務局を担当

八木介護者の会への活動支援

日吉介護者の会設立・運営支援

③権利擁護業務

・高齢者等の権利を守るため、関係機関・団体と医療・保健・福祉ネットワーク会議を活用し、防止・対応への取組を協議する。

個別の虐待や支援困難事例については、関係者によるケース会議を開催し、チームで対応する。

・虐待防止の啓発
地域の集会や小地域ネットワーク等へ参加し啓発していく。
行政や社会福祉協議会の広報誌を活用し啓発する。

・成年後見制度や日常生活支援事業の啓発と利用支援を行う。

・支援困難事例への対応
重層的課題を抱えた世帯や支援を拒否される世帯に対して、地域包括支援センター３職種で協働し、関係機関と連携・対応する。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・支援困難な事例を抱えている介護支援専門員をサポートする。
・介護支援マネジメントの質の向上を図るため、研修を実施する。
・介護支援専門員に様々な情報提供を行い資質の向上を図る。
・介護支援専門員の意見交換・交流を行うネットワーク活動をすすめる。
・南丹市内の介護支援専門員連絡会の定期的な開催を支援する。

⑤介護予防マネジメント業務

・特定高齢者から要支援者までの連続的で一貫したケアマネジメントの実施
特定高齢者や要支援認定者で、サービス等の利用が無い方への訪問や状況確認を行い、実態を把握する。
実態把握により必要に応じ、介護予防サービス利用につなげる。
地域の社会資源を把握し、必要なニーズに対するサービスがない場合等は開発に取組む。

・特定高齢者把握事業
市保健師と連携しながら、介護予防ケアプランの作成を行い、対象者ごとに定期的に目標達成状況を管理する。

・予防給付ケアマネジメント
下記のプロセスにより実施する

利用申込　→　利用契約　→　アセスメント　→　介護予防プラン原案作成　→

サービス担当者会議　→　介護予防プラン作成　→　サービス提供連絡調整　→

モニタリング　→　評価　→　給付管理　→　介護報酬請求

効果的・効率的に介護予防サービスを提供するため、業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託して実施する。

・介護予防ケアプランの質的向上のため、積極的に研修会へ参加する。

・地域包括支援センターが実施する介護予防支援と、介護支援専門員が行う居宅介護支援について、相互に連携を図る。
・介護予防サービスを提供している事業所と連携を図り、介護予防の効果を高める。

２）地域包括支援センターの運営

①職員体制の充実を図り、地域に密着した相談体制を構築する。
②地域包括支援センターの広報・啓発を強化する。
③福祉事務所との更なる連携を強化し、相談連絡体制をとる。
④認知症や障がいへの理解を目的に、児童や生徒へ福祉教育活動を展開する。
⑤センター職員は、常に自己研鑽に努めるとともに、研修等へ積極的に参加し、知識・技術の向上を図る。
⑥職員が一人で悩み抱え込まないよう、情報の共有が常に図れる体制をつくる。
⑦相談体制等

職員体制	社会福祉士	２名
	看護師	２名（平成２２年度中１名増員予定）
	主任介護支援専門員	２名
相談場所	南部地域	１箇所（園部・八木地域）
	北部地域	１箇所（日吉・美山地域）

※平成２２年度中に、現在の１箇所５名体制から、２箇所６名体制への強化を図る。